

2021年版 行政書士 受験必携六法

追 録 ①

〔改正会社法〕

東京法経学院
令和3年4月8日

2021年版行政書士受験必携六法は、令和2年10月1日を編集基準日として発行していますが、改正会社法（公布＝令和元年12月11日法律第70号、主な改正の施行は公布の日より起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日より）には、編集時点で施行日が確定していなかったため、対応しておりませんでした。改正会社法の施行日を令和3年3月1日とする政令が出されました（一部を除く）ので、改正に対処した対照表を、ここに収録いたしました。

主な改正内容は、株主提案権の制限（第305条）、取締役の報酬に関する規律の見直し（第361条、第202条の2、第236条、第409条）、成年後見人等についての取締役の欠格条項の削除（第331条、第331条の2）、会社補償に関する規律の整備（第430条の2～430条の3）、業務執行の社外取締役への委託（第348条の2）、社外取締役の設置義務（第327条の2）、社債の管理に関する規律の見直し（第714条の2～第714条の4、第737条）、株式交付制度の創設（第2条、第774条の2～第774条の11、第816条の2～第816条の10）等です。

なお、株主総会資料の電子提供制度の創設（第325条の2～第325条の5）、会社の支店所在地における登記の廃止（第930条～第932条の削除）は今回の施行には含まれず、令和4年度中の施行になる予定ですので、本追録には収録されていません。

※基本的にアンダーライン（ 下線）部分が改正部分です。

※改正前欄に「(略)」とあるのは、改正がありませんでしたので、現行条文を省略しました、という意味です。

2021年版 行政書士 受験必携六法

該当条文	改正前	改正後
305頁 2条	第2条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1～32 （略） 〔新設〕 33～34（略）	第2条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1～32 〔左欄と同じ〕 <u>32の2 株式交付 株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第774条の3第2項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。</u> 33～34（左欄と同じ） ※第2条第32号（32）の次に「32の2」を追加する。
314頁 39条	第39条 ①～④ （略） 〔新設〕	第39条 ①～④ 〔左欄と同じ〕 <u>⑤ 第331条の2の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。</u> ※第39条第4項（④）の次に「⑤」を追加する。
373頁 202条の2	〔新設〕	<u>第202条の2（取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則）</u> <u>① 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。</u> <u>1 取締役の報酬等（第361条第1項に規定する報酬等をいう。第236条第3項第1号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第199条第1項第3号の財産の給付を要しない旨</u>

		2 募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。） ② 前項各号に掲げる事項を定めた場合における第199条第2項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第2号及び第4号を除く。）及び第202条の2第1項各号」とする。この場合においては、第200条及び前条の規定は、適用しない。 ③ 指名委員会等設置会社における第1項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第409条第3項第3号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。 ※第202条の次に「第202条の2」を追加する。
374頁 205条	第205条（募集株式の申込み及び割当てに関する特則） ①～② （略） 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	第205条（募集株式の申込み及び割当てに関する特則） ①～② 〔左欄と同じ〕 ③ 第202条の2第1項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、第203条第2項の申込みをし、又は第1項の契約を締結することができない。 ④ 前項に規定する場合における前条第3項並びに第206条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、前条第3項及び第206条の2第1項中「第199条第1項第4号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）」とあり、同条第3項中「同項に規定する期日」とあり、並びに同条第4項中「第1項に規定する期日」とあるのは、「割当日」とする。 ⑤ 指名委員会等設置会社における第3項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第409条第3項第3号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。 ※第205条第2項（2）の次に「③～⑤」を追加する。
377頁 209条	第209条（株式となる時期等） ①～③ （略） 〔新設〕	第209条（株式となる時期等） ①～③ 〔左欄と同じ〕 ④ 第1項の規定にかかわらず、第202条の2第1項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。 ※第209条第3項（3）の次に「④」を追加する。
385頁 234条	第234条（1に満たない端数の処理） ① （略） 1～8 （略） 〔新設〕 ②～⑥ （略）	第234条（1に満たない端数の処理） ① 〔左欄と同じ〕 1～8 〔左欄と同じ〕 9 株式交付 株式交付親会社（第774条の3第1項第1号に規定する株式交付親会社をいう。）に株式交付に際して株式交付子会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）の株式又は新株予約権等（同項第7号に規定する新株予約権等をいう。）を譲り渡した者 ②～⑥（左欄と同じ） ※第234条第1項（1）第8号（8）の次に「9」を追加する
387頁 236条	第236条（新株予約権の内容） ①～② （略） 〔新設〕	第236条（新株予約権の内容） ①～② 〔左欄と同じ〕 ③ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第361条第1項第4号又は第5号ロに掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第1項第2号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権

	〔新設〕	の内容としなければならない。 1 <u>取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもって する払込みと引換えに当該新株予約権を発行するもの であり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払 込み又は第1項第3号の財産の給付を要しない旨</u> 2 <u>定款又は株主総会の決議による第361条第1項第4 号又は第5号ロに掲げる事項についての定めに係る取 締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該 新株予約権を行使することができない旨</u> ④ <u>指名委員会等設置会社における前項の規定の適用につ いては、同項中「定款又は株主総会の決議による第361 条第1項第4号又は第5号ロに掲げる事項についての定 め」とあるのは「報酬委員会による第409条第3項第4 号又は第5号ロに定める事項についての決定」と、同項 第1号中「取締役」とあるのは「執行役若しくは取締役」 と、同項第2号中「取締役」とあるのは「執行役又は取 締役」とする。</u> ※第236条第2項（2）の次に「③～④」を追加する。
413頁 305条	第305条 ①～③（略） 〔新設〕 〔新設〕 ④ <u>前三項の規定は、……………3年を経過していない 場合には、適用しない。</u>	第305条 ①～③（左欄と同じ） ④ <u>取締役会設置会社の株主が第1項の規定による請求を する場合において、当該株主が提出しようとする議案の 数が10を超えるときは、前三項の規定は、10を超える数 に相当することとなる数の議案については、適用しない。 この場合において、当該株主が提出しようとする次の各 号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところ による。</u> 1 <u>取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号に おいて「役員等」という。）の選任に関する議案 当 該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。</u> 2 <u>役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわ らず、これを一の議案とみなす。</u> 3 <u>会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議 案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。</u> 4 <u>定款の変更に関する2以上の議案 当該2以上の議 案について異なる議決がされたとすれば当該議決の 内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを 一の議案とみなす。</u> ⑤ <u>前項前段の10を超える数に相当することとなる数の議 案は、取締役がこれを定める。ただし、第1項の規定に よる請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出 しようとする2以上の議案の全部又は一部につき議案相 互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該 優先順位に従い、これを定めるものとする。</u> ⑥ <u>第1項から第3項までの規定は、…………… ……………3年を経過していない場合 には、適用しない。</u> ※第3項（3）の次に「④～⑤」を追加し、旧第4項（4） を第6項（6）とし、一部を改正する。
416頁～ 417頁 310条	第310条（議決権の代理行使） ①～⑥（略） ⑦ 株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部 につき議決権を行使することができない株主を除く。次 条第4項及び第312条第5項において同じ。）は、株式会 社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をするこ とができる。 1～2（略） 〔新設〕	第310条（議決権の代理行使） ①～⑥（左欄と同じ） ⑦ 株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部 につき議決権を行使することができない株主を除く。次 条第4項及び第312条第5項において同じ。）は、株式 会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をする ことができる。<u>この場合においては、当該請求の理由を 明らかにしてしなければならない。</u> 1～2（左欄と同じ） ⑧ <u>株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれ かに該当する場合を除き、これを拒むことができない。</u> 1 <u>当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」 という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以 外の目的で請求を行ったとき。</u> 2 <u>請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株 主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。</u> 3 <u>請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写</u>

		又は前項第2号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 4 請求者が、過去2年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第2号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。 ※第7項(7)に、後段を追加する。 ※第7項(7)の次に、第8項(8)を追加する。
417頁 311条	第311条（書面による議決権の行使） ①～③（略） ④ 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。 〔新設〕	第311条（書面による議決権の行使） ①～③（左欄と同じ） ④ 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。<u>この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。</u> ⑤ 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。 1 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 2 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。 3 請求者が第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 4 請求者が、過去2年以内において、第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。 ※第4項(4)に、後段を追加する。 ※第4項(4)の次に、第5項(5)を追加する。
417頁 312条	第312条（電磁的方法による議決権の行使） ①～④（略） ⑤ 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。 〔新設〕	第312条（電磁的方法による議決権の行使） ①～④（左欄と同じ） ⑤ 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。<u>この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。</u> ⑥ 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。 1 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 2 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。 3 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 4 請求者が、過去2年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。 ※第5項(5)に、後段を追加する。 ※第5項(5)の次に、第6項(6)を追加する。
419頁 322条	第322条（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会） ①（略） 1～13（略） 〔新設〕	第322条（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会） ①（左欄と同じ） 1～13（左欄と同じ） 14 株式交付

	②～④（略）	②～④（左欄と同じ） ※第1項（①）に、第14号（14）を追加する。
420頁 324条	第324条（種類株主総会の決議） ①（略） ②（略） 1～6（略） 〔新設〕 ③（略）	第324条（種類株主総会の決議） ①（左欄と同じ） ②（左欄と同じ） 1～6（左欄と同じ） <u>7 第816条の3第3項の種類株主総会</u> ③（左欄と同じ） ※第2項（②）に、第7号（7）を追加する。
421頁 327条 の2	第327条の2（社外取締役を置いていない場合の理由の開示） <u>事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。</u>	第327条の2（社外取締役の設置義務） <u>監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない。</u>
422頁 331条	第331条（取締役の資格等） ①（略） 1（略） <u>2 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u> 3～4（略） ②～⑥（略）	第331条（取締役の資格等） ①（左欄と同じ） 1（左欄と同じ） <u>2 削除</u> 3～4（左欄と同じ） ②～⑥（左欄と同じ） ※第1項（①）第2号（2）を削除する。
423頁 331条 の2	〔新設〕	<u>第331条の2</u> ① 成年被後見人が取締役に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。 ② 被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。 ③ 第1項の規定は、保佐人が民法第876条の4第1項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第1項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。 ④ 成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。 ※第331条の次に第331条の2を加える。
424頁 335条	第335条（監査役の資格等） ① 第331条第1項及び第2項の規定は、監査役について準用する。 ②～③（略）	第335条（監査役の資格等） ① 第331条第1項及び第2項並びに第331条の2の規定は、監査役について準用する。 ②～③（左欄と同じ）
430頁 348条の2	〔新設〕	<u>第348条の2（業務の執行の社外取締役への委託）</u> ① 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。）が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。 ② 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、

		取締役会の決議によって、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。 ③ 前二項の規定により委託された業務の執行は、第2条第15号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとする。ただし、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない。 ※第348条の次に第348条の2を加える。
433頁 361条	第361条（取締役の報酬等） ① 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。 1～2（略） 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 3 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容 ②～③（略） ④ 第1項第2号又は第3号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。 ⑤～⑥（略） 〔新設〕	第361条（取締役の報酬等） ① 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。 1～2（左欄と同じ） 3 報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第409条第3項において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項 4 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権（第238条第1項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第409条第3項において同じ。）については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項 5 報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項 イ 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項 ロ 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項 6 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）については、その具体的な内容 ②～③（左欄と同じ） ④ 第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。 ⑤～⑥（左欄と同じ） ⑦ 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。）の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第1項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。 1 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの 2 監査等委員会設置会社
449頁 第399条 の13	第399条の13（監査等委員会設置会社の取締役会の権限） ①～④（略） ⑤ 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要	第399条の13（監査等委員会設置会社の取締役会の権限） ①～④（左欄と同じ） ⑤ 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要

	な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。 1～5（略） 〔新設〕 〔新設〕 <u>6～9</u>（略） 〔新設〕 〔新設〕 <u>10～17</u>（略） 〔新設〕 ⑥（略）	な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。 1～5（左欄と同じ） <u>6 第348条の2第1項の規定による委託</u> <u>7 第361条第7項の規定による同項の事項の決定</u> <u>8～11</u>（左欄と同じ） <u>12 補償契約（第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。第416条第4項第14号において同じ。）の内容の決定</u> <u>13 役員等賠償責任保険契約（第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第416条第4項第15号において同じ。）の内容の決定</u> <u>14～21</u>（左欄と同じ） <u>22 株式交付計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定</u> ⑥（左欄と同じ）
451頁 第402条	第402条（執行役の選任等） ①～③（略） ④ <u>第331条第1項</u>の規定は、執行役について準用する。 ⑤～⑧（略）	第402条（執行役の選任等） ①～③（左欄と同じ） ④ <u>第331条第1項及び第331条の2</u>の規定は、執行役について準用する。 ⑤～⑧（左欄と同じ）
454頁 第409条	第409条（報酬委員会による報酬の決定の方法等） ①～②（略） ③ 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを執行役等の個人別の報酬等とする場合には、その内容として、当該各号に定める事項を決定しなければならない。ただし、会計参与の個人別の報酬等は、第1号に掲げるものでなければならない。 1（略） 2（略） 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 <u>3 金銭でないもの 個人別の具体的な内容</u>	第409条（報酬委員会による報酬の決定の方法等） ①～②（左欄と同じ） ③ 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを執行役等の個人別の報酬等とする場合には、その内容として、当該各号に定める事項について決定しなければならない。ただし、会計参与の個人別の報酬等は、第1号に掲げるものでなければならない。 1（左欄と同じ） 2（左欄と同じ） <u>3 当該株式会社の募集株式 当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項</u> <u>4 当該株式会社の募集新株予約権 当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項</u> <u>5 次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭 当該イ又はロに定める事項</u> <u>イ 当該株式会社の募集株式 執行役等が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項</u> <u>ロ 当該株式会社の募集新株予約権 執行役等が引き受ける当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項</u> <u>6 金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。） 個人別の具体的な内容</u>
456頁 第416条	第416条（指名委員会等設置会社の取締役会の権限） ①～③（略） ④ 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。 1～5（略） 〔新設〕 <u>6～12</u>（略） 〔新設〕 〔新設〕 <u>13～20</u>（左欄と同じ） 〔新設〕	第416条（指名委員会等設置会社の取締役会の権限） ①～③（左欄と同じ） ④ 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。 1～5（左欄と同じ） <u>6 第348条の2第2項の規定による委託</u> <u>7～13</u>（左欄と同じ） <u>14 補償契約の内容の決定</u> <u>15 役員等賠償責任保険契約の内容の決定</u> <u>16～23</u>（左欄と同じ） <u>24 株式交付計画（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定</u>
458頁 第423条	第423条（役員等の株式会社に対する損害賠償責任） ① 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下<u>この節</u>において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損	第423条（役員等の株式会社に対する損害賠償責任） ① 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下<u>この章</u>において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損

	害を賠償する責任を負う。 ②～④（略）	害を賠償する責任を負う。 ②～④（左欄と同じ）
462頁 第12節 第430条 の 2 ～ 第430条 の 3	〔新設〕 〔新設〕	第12節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約 第430条の2（補償契約） ① 株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。 1 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用 2 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失 ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失 ② 株式会社は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。 1 前項第1号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分 2 当該株式会社が前項第2号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して第423条第1項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分 3 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第2号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 ③ 補償契約に基づき第1項第1号に掲げる費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。 ④ 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。 ⑤ 前項の規定は、執行役について準用する。この場合において、同項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは、「補償契約」と読み替えるものとする。 ⑥ 第356条第1項及び第365条第2項（これらの規定を第419条第2項において準用する場合を含む。）、第423条第3項並びに第428条第1項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しない。 ⑦ 民法第108条の規定は、第1項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。 第430条の3（役員等のために締結される保険契約） ① 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第3項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。 ② 第356条第1項及び第365条第2項（これらの規定を第419条第2項において準用する場合を含む。）並びに第423条第3項の規定は、株式会社が保険者との間で締結す
	〔新設〕	

		る保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については、適用しない。 ③ 民法第108条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第1項の決議によつてその内容が定められたときに限る。
467頁 第445条	第445条（資本金の額及び準備金の額） ①～④（左欄と同じ） ⑤ 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。 〔新設〕	第445条（資本金の額及び準備金の額） ①～④（左欄と同じ） ⑤ 合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。 ⑥ 定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号、第4号若しくは第5号ロに掲げる事項についての定め又は報酬委員会による第409条第3項第3号、第4号若しくは第5号ロに定める事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。
482頁 第478条	第478条（清算人の就任） ①～⑦（略） ⑧ 第330条及び第331条第1項の規定は清算人について、同条第5項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。	第478条（清算人の就任） ①～⑦（左欄と同じ） ⑧ 第330条、第331条第1項及び第331条の2の規定は清算人について、第331条第5項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。
491頁 第509条	第509条 ① 次に掲げる規定は、清算株式会社については、適用しない。 1～2（略） 3 第5編第4章並びに第5章中株式交換及び株式移転の手續に係る部分 ②～③（略）	第509条 ① 次に掲げる規定は、清算株式会社については、適用しない。 1～2（左欄と同じ） 3 第5編第4章及び第4章の2並びに同編第5章中株式交換、株式移転及び株式交付の手續に係る部分 ②～③（左欄と同じ）
526頁 第676条	第676条（募集社債に関する事項の決定） 会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この編において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。 1～7（略） 〔新設〕 8（略） 〔新設〕 9～12（略）	第676条（募集社債に関する事項の決定） 会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この編において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。 1～7（左欄と同じ） <u>7の2 社債管理者を定めないこととするときは、その旨</u> 8（左欄と同じ） <u>8の2 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨</u> 9～12（左欄と同じ）
527頁 第681条	第681条（社債原簿） ① 会社は、社債を発行した日以後遅滞なく、社債原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「社債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。 1 第676条第3号から第8号までに掲げる事項その他の社債の内容を特定するものとして法務省令で定める事項（以下この編において「種類」という。） 2～7（略）	第681条（社債原簿） ① 会社は、社債を発行した日以後遅滞なく、社債原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「社債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。 1 第676条第3号から第8号の2までに掲げる事項その他の社債の内容を特定するものとして法務省令で定める事項（以下この編において「種類」という。） 2～7（左欄と同じ）
532頁 第706条	第706条 ① 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、第676条第8号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。 1 当該社債の全部についてするその支払の猶予、その	第706条 ① 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、第676条第8号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。 1 当該社債の全部についてするその支払の猶予、その

	<u>債務</u>の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。） 2（略） ②～④（略）	<u>債務</u>若しくはその債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。） 2（左欄と同じ） ②～④（左欄と同じ）
534頁	〔新設〕	第2章の2 社債管理補助者
第714条の2～第714条の7	〔新設〕	第714条の2（社債管理補助者の設置） <u>会社は、第702条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。</u>
	〔新設〕	第714条の3（社債管理補助者の資格） <u>社債管理補助者は、第703条各号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならない。</u>
	〔新設〕	第714条の4（社債管理補助者の権限等） ① <u>社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。</u> 1 <u>破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加</u> 2 <u>強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求</u> 3 <u>第499条第1項の期間内に債権の申出をすること。</u> ② <u>社債管理補助者は、第714条の2の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。</u> 1 <u>社債に係る債権の弁済を受けること。</u> 2 <u>第705条第1項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）</u> 3 <u>第706条第1項各号に掲げる行為</u> 4 <u>社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為</u> ③ <u>前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。</u> 1 <u>前項第2号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの</u> イ <u>当該社債の全部についてするその支払の請求</u> ロ <u>当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分</u> ハ <u>当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）</u> 2 <u>前項第3号及び第4号に掲げる行為</u> ④ <u>社債管理補助者は、第714条の2の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。</u> ⑤ <u>第705条第2項及び第3項の規定は、第2項第1号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。</u>
	〔新設〕	第714条の5（2以上の社債管理補助者がある場合の特則） ① <u>2以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならない。</u> ② <u>社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。</u>
	〔新設〕	第714条の6（社債管理者等との関係） <u>第702条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法（明治38年法律第52号）第2条第1項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、第714条の2の規定による委託に係る契約は、終了する。</u>
	〔新設〕	第714条の7（社債管理者に関する規定の準用） <u>第704条、第707条、第708条、第710条第1項、第711条、第713条及び第714条の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、第704条中「社債の管理」と</u>

		あるのは「社債の管理の補助」と、同項中「社債権者に対し、連帯して」とあるのは「社債権者に対し」と、第711条第1項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「において」と、同条第2項中「第702条」とあるのは「第714条の2」と、第714条第1項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「には」と、「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、「第703条各号に掲げる」とあるのは「第714条の3に規定する」と、「解散した」とあるのは「死亡し、又は解散した」と読み替えるものとする。
535頁 第717条	第717条（社債権者集会の招集） ①（略） ② 社債権者集会は、<u>次条第3項</u>の規定により招集する場合を除き、社債発行会社又は社債管理者が招集する。 〔新設〕	第717条（社債権者集会の招集） ①（左欄と同じ） ② 社債権者集会は、<u>次項又は次条第3項</u>の規定により招集する場合を除き、社債発行会社又は社債管理者が招集する。 ③ <u>次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。</u> 1 <u>次条第1項の規定による請求があった場合</u> 2 <u>第714条の7において準用する第711条第1項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合</u>
535頁 第718条	第718条（社債権者による招集の請求） ① ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社又は<u>社債管理者</u>に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。 ②～③（略） ④ 第1項の規定による請求又は前項の規定による招集をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社又は<u>社債管理者</u>に提示しなければならない。	第718条（社債権者による招集の請求） ① ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、<u>社債管理者又は社債管理補助者</u>に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。 ②～③（左と同じ） ④ 第1項の規定による請求又は前項の規定による招集をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社、<u>社債管理者又は社債管理補助者</u>に提示しなければならない。
535頁 第720条	第720条（社債権者集会の招集の通知） ① 社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の2週間前までに、知れている社債権者及び社債発行会社並びに<u>社債管理者</u>がある場合にあっては<u>社債管理者</u>に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。 ②～⑤（略）	第720条（社債権者集会の招集の通知） ① 社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の2週間前までに、知れている社債権者及び社債発行会社並びに<u>社債管理者又は社債管理補助者</u>がある場合にあっては<u>社債管理者又は社債管理補助者</u>に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。 ②～⑤（左欄と同じ）
537頁 第724条	第724条（社債権者集会の決議） ①（略） ② 前項の規定にかかわらず、社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 1（略） 2 <u>第706条第1項、第736条第1項、第737条第1項ただし書及び第738条の規定により社債権者集会の決議を必要とする事項</u> ③（略）	第724条（社債権者集会の決議） ①（左欄と同じ） ② 前項の規定にかかわらず、社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 1（左欄と同じ） 2 <u>第706条第1項、第714条の4第3項（同条第2項第3号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第736条第1項、第737条第1項ただし書及び第738条の規定により社債権者集会の決議を必要とする事項</u> ③（左欄と同じ）
538頁 第729条	第729条（社債発行会社の代表者の出席等） ① 社債発行会社又は<u>社債管理者</u>は、その代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。ただし、<u>社債管理者</u>にあっては、その社債権者集会が<u>第707条の特別代理人の選任について</u>招集されたものであるときは、この限りでない。 ②（略）	第729条（社債発行会社の代表者の出席等） ① 社債発行会社、<u>社債管理者又は社債管理補助者</u>は、その代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べるすることができる。ただし、<u>社債管理者又は社債管理補助者</u>にあっては、その社債権者集会が<u>第707条（第714条の7において準用する場合を含む。）の特別代理人の選任について</u>招集されたものであるときは、この限りでない。 ②（左欄と同じ）
538頁 第731条	第731条（議事録） ①～②（略） ③ <u>社債管理者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</u>	第731条（議事録） ①～②（左欄と同じ） ③ <u>社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす</u>

	1 (略) 2 (略)	ることができる。 1 (左欄と同じ) 2 (左欄と同じ)
538頁 第735条 の2	〔新設〕	第735条の2 (社債権者集会の決議の省略) ① <u>社債発行人社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について(社債管理補助者にあつては、第714条の7において準用する第711条第1項の社債権者集会の同意をすることについて)提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなす。</u> ② <u>社債発行人社は、前項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。</u> ③ <u>社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行人社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</u> 1 <u>前項の書面の閲覧又は謄写の請求</u> 2 <u>前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</u> ④ <u>第1項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされる場合には、第732条から前条まで(第734条第2項を除く。)の規定は、適用しない。</u>
539頁 第737条	第737条 (社債権者集会の決議の執行) ① <u>社債権者集会の決議は、社債管理者又は代表者債権者(社債管理者があるときを除く。)</u>が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでない。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 ② (略)	第737条 (社債権者集会の決議の執行) ① <u>社債権者集会の決議は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでない。</u> 1 <u>社債管理者がある場合 社債管理者</u> 2 <u>社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があつたとき 社債管理補助者</u> 3 <u>前二号に掲げる場合以外の場合 代表社債権者</u> ② (左欄と同じ)
539頁 第740条	第740条 (債権者の異議手続の特則) ① 第449条、第627条、第635条、第670条、第779条(第781条第2項において準用する場合を含む。)、第789条(第793条第2項において準用する場合を含む。)、第799条(第802条第2項において準用する場合を含む。)<u>又は第810条(第813条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。 ② (略) ③ 社債発行人社における第449条第2項、第627条第2項、第635条第2項、第670条第2項、第779条第2項(第781条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第789条第2項(第793条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第799条第2項(第802条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)<u>及び第810条第2項(第813条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</u>の規定の適用については、第449条第2項、第627条第2項、第635条第2項、第670条第2項、第779条第2項<u>及び第799条第2項中「知れている債権者」とあるのは「知れている債権者(社債管理者がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。)」と、第789条第2項及び第810条第2項中「知れている債権者(同項の規定により異議を述べることができるものに限る。)」とあるのは「知れている債権者(同項の規定により異議を述べることができるものに限り、社債管理者がある場合にあつては当該社債管理者を含む。)」とする。</u>	第740条 (債権者の異議手続の特則) ① 第449条、第627条、第635条、第670条、第779条(第781条第2項において準用する場合を含む。)、第789条(第793条第2項において準用する場合を含む。)、第799条(第802条第2項において準用する場合を含む。)<u>、第810条(第813条第2項において準用する場合を含む。)</u>又は第816条の8の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。 ② (左欄と同じ) ③ 社債発行人社における第449条第2項、第627条第2項、第635条第2項、第670条第2項、第779条第2項(第781条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第789条第2項(第793条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第799条第2項(第802条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)<u>、第810条第2項(第813条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</u>及び第816条の8第2項の規定の適用については、第449条第2項、第627条第2項、第635条第2項、第670条第2項、第779条第2項、<u>第799条第2項及び第816条の8第2項中「知れている債権者」とあるのは「知れている債権者(社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあつては、当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。)」と、第789条第2項及び第810条第2項中「知れている債権者(同項の規定により異議を述べることができるものに限る。)」とあるのは「知れている債権者(同項の規定により異議を述べる</u>

		ものに限り、 <u>社債管理者又は社債管理補助者</u> がある場合にあっては当該 <u>社債管理者又は社債管理補助者</u> を含む。」とする。
540頁 第741条	第741条（社債管理者等の報酬等） ① <u>社債管理者</u>、代表社債権者又は決議執行者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額は、社債発行会社との契約に定めがある場合を除き、裁判所の許可を得て、社債発行会社の負担とすることができる。 ② 前項の許可の申立ては、<u>社債管理者</u>、代表社債権者又は決議執行者がする。 ③ <u>社債管理者</u>、代表社債権者又は決議執行者は、第1項の報酬、費用及び利息並びに損害の賠償額に関し、第705条第1項（第737条第2項において準用する場合を含む。）の弁済を受けた額について、社債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。	第741条（社債管理者等の報酬等） ① <u>社債管理者</u>、<u>社債管理補助者</u>、代表社債権者又は決議執行者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額は、社債発行会社との契約に定めがある場合を除き、裁判所の許可を得て、社債発行会社の負担とすることができる。 ② 前項の許可の申立ては、<u>社債管理者</u>、<u>社債管理補助者</u>、代表社債権者又は決議執行者がする。 ③ <u>社債管理者</u>、<u>社債管理補助者</u>、代表社債権者又は決議執行者は、第1項の報酬、費用及び利息並びに損害の賠償額に関し、第705条第1項（第737条第2項において準用する場合を含む。）又は第714条の4第2項第1号の<u>弁済</u>を受けた額について、社債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。
540頁 第5編	第5編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転	第5編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、 <u>株式移転及び株式交付</u>
566頁 第5編 第4章 の次に 「第4 章の2」 （第774 条の2 ～第774 条の11） を加える。	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	第4章の2 株式交付 <u>第774条の2（株式交付計画の作成）</u> 株式会社は、株式交付をすることができる。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならない。 <u>第774条の3（株式交付計画）</u> ① 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所 2 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限 3 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項 4 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項 5 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項 イ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法 ロ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法 ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項 ニ 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 6 前号に規定する場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

〔新設〕

- 7 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
- 8 前号に規定する場合において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項イ 当該金銭等が株式交付親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- ロ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ニ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
- ホ 当該金銭等が株式交付親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 9 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
- 10 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日
- 11 株式交付がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）
- ② 前項に規定する場合には、同項第2号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものでなければならない。
- ③ 第1項に規定する場合において、株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第4号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
- 1 ある種類の株式の譲渡人に対して株式交付親会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
- 2 前号に掲げる事項のほか、株式交付親会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- ④ 第1項に規定する場合には、同項第4号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社の株式の譲渡人（前項第1号の種類の株式の譲渡人を除く。）が株式交付親会社に譲り渡す株式交付子会社の株式の数（前項第2号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて株式交付親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。
- ⑤ 前二項の規定は、第1項第6号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「株式交付親会社の株式」とあるのは、「金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）」と読み替えるものとする。
- 第774条の4（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み）
- ① 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 1 株式交付親会社の商号
- 2 株式交付計画の内容

		3 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項 ② 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、<u>前条第1項第10号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない。</u> 1 申込みをする者の氏名又は名称及び住所 2 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数） ③ 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。 ④ 第1項の規定は、株式交付親会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書を第1項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。 ⑤ 株式交付親会社は、第1項各号に掲げる事項について変更があったとき（第816条の9第1項の規定により効力発生日を変更したとき及び同条第5項の規定により前条第1項第10号の期日を変更したときを含む。）は、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第2項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。 ⑥ 株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告は、第2項第1号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式交付親会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。 ⑦ 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
〔新設〕		第774条の5（株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て） ① 株式交付親会社は、申込者の中から当該株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）を定めなければならない。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第774条の3第1項第2号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第2項第2号の数よりも減少することができる。 ② 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない。
〔新設〕		第774条の6（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当てに関する特則） 前二条の規定は、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しない。
〔新設〕		第774条の7（株式交付子会社の株式の譲渡し） ① 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となる。 1 申込者 第774条の5第2項の規定により通知を受けた株式交付子会社の株式の数 2 前条の契約により株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数 ② 前項各号の規定により株式交付子会社の株式の譲渡人

		となつた者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない。
〔新設〕		第774条の8（株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限） ① 民法第93条第1項ただし書及び第94条第1項の規定は、第774条の4第2項の申込み、第774条の5第1項の規定による割当て及び第774条の6の契約に係る意思表示については、適用しない。 ② 株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人は、第774条の11第2項の規定により株式交付親会社の株式の株主となつた日から1年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。
〔新設〕		第774条の9（株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用） 第774条の4から前条までの規定は、第774条の3第1項第7号に規定する場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第774条の4第2項第2号中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「内容及び数」と、第774条の5第1項中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）」とあるのは「数」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第774条の3第1項第2号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第2項中「第774条の11第2項」とあるのは「第774条の11第4項第1号」と読み替えるものとする。
〔新設〕		第774条の10（申込みがあつた株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合） 第774条の5及び第774条の7（第1項第2号に係る部分を除く。）（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定は、第774条の3第1項第10号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が同項第2号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。
〔新設〕		第774条の11（株式交付の効力の発生等） ① 株式交付親会社は、効力発生日に、第774条の7第2項（第774条の9において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。 ② 第774条の7第2項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第774条の3第1項第4号に掲げる事項についての定めに従い、同項第3号の株式交付親会社の株式の株主となる。 ③ 次の各号に掲げる場合には、第774条の7第2項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第774条の3第1項第6号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。 1 第774条の3第1項第5号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者 2 第774条の3第1項第5号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者 3 第774条の3第1項第5号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者 ④ 次の各号に掲げる場合には、第774条の9において準用する第774条の7第2項の規定による給付をした株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第774条の3第1項第9号に掲げる事項についての定め

		に従い、当該各号に定める者となる。 1 第774条の3第1項第8号イに掲げる事項について の定めがある場合 同号イの株式の株主 2 第774条の3第1項第8号ロに掲げる事項について の定めがある場合 同号ロの社債の社債権者 3 第774条の3第1項第8号ハに掲げる事項について の定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者 4 第774条の3第1項第8号ニに掲げる事項について の定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債について の社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された 新株予約権の新株予約権者 ⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 1 効力発生日において第816条の8の規定による手続 が終了していない場合 2 株式交付を中止した場合 3 効力発生日において株式交付親会社が第774条の7 第2項の規定による給付を受けた株式交付子会社の株 式の総数が第774条の3第1項第2号の下限の数に満 たない場合 4 効力発生日において第2項の規定により第774条の 3第1項第3号の株式交付親会社の株式の株主となる 者がいない場合 ⑥ 前項各号に掲げる場合には、株式交付親会社は、第77 4条の7第1項各号（第774条の9において準用する場合 を含む。）に掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をし ない旨を通知しなければならない。この場合において、 第774条の7第2項（第774条の9において準用する場合 を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の 株式又は新株予約権等があるときは、株式交付親会社は、 遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。 ※第5編第4章の次に「第4章の2」（第774条の2～ 第774条の11）を加える。
567頁 第5編 第5章 の章名	第5章 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移 転の手続	第5章 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転 及び株式交付の手続
592頁 第5編 第5章 第4節 第816条 の2～ 第816条 の10	〔新設〕 〔新設〕	第4節 株式交付の手続 第816条の2（株式交付計画に関する書面等の備置き及び 閲覧等） ① 株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から株式 交付がその効力を生ずる日（以下この節において「効力 発生日」という。）後6箇月を経過する日までの間、株 式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載 し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え 置かなければならない。 ② 前項に規定する「株式交付計画備置開始日」とは、次 に掲げる日のいずれか早い日をいう。 1 株式交付計画について株主総会（種類株主総会を含 む。）の決議によってその承認を受けなければならない ときは、当該株主総会の日の2週間前の日（第319 条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日） 2 第816条の6第3項の規定による通知の日又は同条 第4項の公告の日のいずれか早い日 3 第816条の8の規定による手続をしなければならない ときは、同条第2項の規定による公告の日又は同項 の規定による催告の日のいずれか早い日 ③ 株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子 会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する 金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親 会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるものの みである場合以外の場合にあっては、株主及び債権者） は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつ でも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該株式交付

	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	親会社の定めた費用を支払わなければならない。 <u>1 第1項の書面の閲覧の請求</u> <u>2 第1項の書面の謄本又は抄本の交付の請求</u> <u>3 第1項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</u> <u>4 第1項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</u> 第816条の3（株式交付計画の承認等） ① 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。 ② 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式等を除く。）の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。 ③ 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げるときは、株式交付は、当該各号に定める種類の株式（譲渡制限株式であって、第199条第4項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が2以上ある場合にあっては、当該2以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。 1 株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第774条の3第1項第3号の種類の株式 2 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第774条の3第1項第8号イの種類の株式 第816条の4（株式交付計画の承認を要しない場合等） ① 前条第1項及び第2項の規定は、第1号に掲げる額の第2号に掲げる額に対する割合が5分の1（これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同項に規定する場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は、この限りでない。 1 次に掲げる額の合計額 イ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額 ロ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額 ハ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額 2 株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額 ② 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第1項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が第816条の6第3項の規定による通知又は同条第4項の公告の日から2週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。 第816条の5（株式交付をやめることの請求） 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる。ただし、前条第
--	-------------------------------------	---

〔新設〕

1 項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第2項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第816条の6（反対株主の株式買取請求）

① 株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取れることを請求することができる。ただし、第816条の4第1項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第2項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

② 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

1 株式交付をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該株式交付に反対する旨を当該株式交付親会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式交付に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 前号に掲げる場合以外の場合 全ての株主

③ 株式交付親会社は、効力発生日の20日前までに、その株主に対し、株式交付をする旨並びに株式交付子会社の商号及び住所を通知しなければならない。

④ 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

1 株式交付親会社が公開会社である場合

2 株式交付親会社が第816条の3第1項の株主総会の決議によって株式交付計画の承認を受けた場合

⑤ 第1項の規定による請求（以下この節において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

⑥ 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第223条の規定による請求をした者については、この限りでない。

⑦ 株式買取請求をした株主は、株式交付親会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

⑧ 株式交付を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

⑨ 第133条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第816条の7（株式の価格の決定等）

① 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式交付親会社との間に協議が調つたときは、株式交付親会社は、効力発生日から60日以内にその支払をしなければならない。

② 株式の価格の決定について、効力発生日から30日以内に協議が調わないときは、株主又は株式交付親会社は、その期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

③ 前条第7項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から60日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

④ 株式交付親会社は、裁判所の決定した価格に対する第1項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

⑤ 株式交付親会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式交付親会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

⑥ 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

⑦ 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株

〔新設〕

		式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。 <u>い。</u> 第816条の8（債権者の異議） ① 株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができる。 ② 前項の規定により株式交付親会社の債権者が異議を述べることができる場合には、株式交付親会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第4号の期間は、1箇月を下ることができない。 1 株式交付をする旨 2 株式交付子会社の商号及び住所 3 株式交付親会社及び株式交付子会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの 4 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨 ③ 前項の規定にかかわらず、株式交付親会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第939条第1項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。 ④ 債権者が第2項第4号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該株式交付について承認をしたものとみなす。 ⑤ 債権者が第2項第4号の期間内に異議を述べたときは、株式交付親会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。 第816条の9（株式交付の効力発生日の変更） ① 株式交付親会社は、効力発生日を変更することができる。 ② 前項の規定による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から3箇月以内の日でなければならない。 ③ 第1項の場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。 ④ 第1項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節（第2項を除く。）及び前章（第774条の3第1項第11号を除く。）の規定を適用する。 ⑤ 株式交付親会社は、第1項の規定による効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に第774条の3第1項第10号の期日を変更することができる。 ⑥ 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による第774条の3第1項第10号の期日の変更について準用する。この場合において、第4項中「この節（第2項を除く。）及び前章（第774条の3第1項第11号を除く。）」とあるのは、「第774条の4、第774条の10及び前項」と読み替えるものとする。 第816条の10（株式交付に関する書面等の備置き及び閲覧等） ① 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。 ② 株式交付親会社は、効力発生日から6箇月間、前項の
〔新設〕		
〔新設〕		
〔新設〕		

		書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。 ③ <u>株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合にあっては、株主及び債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。</u> 1 前項の書面の閲覧の請求 2 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 3 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 4 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 ※第816条の次に、第5編第5章第4節（第816条の2～第816条の10）を加える。
596頁～597頁 第828条	第828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え） ① 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。 1～12（略） 〔新設〕 ② 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。 1～12（略） 〔新設〕	第828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え） ① 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。 1～12（左欄と同じ） 13 <u>株式会社の株式交付 株式交付の効力が生じた日から6箇月以内</u> ② 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。 1～12（左欄と同じ） 13 <u>前項第13号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等であつた者、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者</u> ※第813条の第1項、第2項に「第13号」を追加する。
598頁 第834条	第834条（被告） ① 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。 1～12（略） 〔新設〕 13～21（略）	第834条（被告） ① 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。 1～12（左欄と同じ） 12の2 <u>株式会社の株式交付の無効の訴え 株式交付親会社</u> 13～21（左欄と同じ）
599頁 第836条	第836条（担保提供命令） ①（略） ② 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであつて、<u>債権者</u>が提起することができるものについて準用する。 ③（略）	第836条（担保提供命令） ①（左欄と同じ） ② 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであつて、<u>債権者又は株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者</u>が提起することができるものについて準用する。 ③（左欄と同じ）
599頁 第839条	第839条（無効又は取消しの判決の効力） 会社の組織に関する訴え（第834条第1号から第12号まで、第18号及び第19号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって会社が設立された場合にあっては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあっては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。	第839条（無効又は取消しの判決の効力） 会社の組織に関する訴え（第834条第1号から第12号の2まで、第18号及び第19号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって会社が設立された場合にあっては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあっては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。
602頁 第844条	〔新設〕	第844条の2（株式交付の無効判決の効力） ① <u>株式会社の株式交付の無効の訴えに係る請求を認容す</u>

の2		る判決が確定した場合において、株式交付親会社が当該株式交付に際して当該株式交付親会社の株式（以下この条において「旧株式交付親会社株式」という。）を交付したときは、当該株式交付親会社は、当該判決の確定時における当該旧株式交付親会社株式に係る株主に対し、当該株式交付の際に当該旧株式交付親会社株式の交付を受けた者から給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等（以下この条において「旧株式交付子会社株式等」という。）を返還しなければならない。この場合において、株式交付親会社が株券発行会社であるときは、当該株式交付親会社は、当該株主に対し、当該旧株式交付子会社株式等を返還するのと引換えに、当該旧株式交付親会社株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。 ② 前項前段に規定する場合には、旧株式交付親会社株式を目的とする質権は、旧株式交付子会社株式等について存在する。 ※第844条の次に「第844条の2」を追加する。
609頁 第849条 の2	〔新設〕	第849条の2（和解） 株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。 1 監査役設置会社 監査役（監査役が2人以上ある場合にあっては、各監査役） 2 監査等委員会設置会社 各監査等委員 3 指名委員会等設置会社 各監査委員
609頁 第850条	第850条（和解） ①～④（略）	第850条 ①～④（左欄と同じ） ※第850条の「見出し」を削除する。
614頁 第868条	第868条（非訟事件の管轄） ①～③（略） ④ 第705条第4項、<u>第706条第4項</u>、第707条、第711条第3項、第713条、<u>第714条第1項</u>及び第3項、<u>第718条第3項</u>、第732条、<u>第740条第1項並びに第741条第1項の規定</u>による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 ⑤～⑥（略）	第868条（非訟事件の管轄） ①～③（左欄と同じ） ④ 第705条第4項及び<u>第706条第4項の規定</u>、第707条、第711条第3項、<u>第713条並びに第714条第1項</u>及び第3項（<u>これらの規定を第714条の7において準用する場合を含む。</u>）<u>の規定並びに第718条第3項</u>、第732条、第740条第1項及び<u>第741条第1項の規定</u>による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 ⑤～⑥（左欄と同じ）
615頁 第870条	第870条（陳述の聴取） ①（略） 1（略） 2 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 当該清算人又は社債管理者 3～11（略） ②（略） 1（略） 2 第117条第2項、第119条第2項、第182条の5第2項、第193条第2項（第194条第4項において準用する場合を含む。）、第470条第2項、第778条第2項、第786条第2項、第788条第2項、第798条第2項、第807条第2項又は第809条第2項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。） 3～6（略）	第870条（陳述の聴取） ①（左欄と同じ） 1（左欄と同じ） 2 清算人、社債管理者又は社債管理補助者の解任についての裁判 当該清算人、社債管理者又は社債管理補助者 3～11（左欄と同じ） ②（左欄と同じ） 1（左欄と同じ） 2 第117条第2項、第119条第2項、第182条の5第2項、第193条第2項（第194条第4項において準用する場合を含む。）、第470条第2項、第778条第2項、第786条第2項、第788条第2項、第798条第2項、第807条第2項、<u>第809条第2項又は第816条の7第2項の規定</u>による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。） 3～6（左欄と同じ）

617頁 第874条	第874条（不服申立ての制限） 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。 1 第870条第1項第1号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第501条第1項（第822条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第662条第1項の鑑定人、第508条第2項（第822条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第672条第3項の帳簿資料の保存をする者、<u>社債管理者の特別代理人又は第714条第3項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判</u> 2～4（左欄と同じ）	第874条（不服申立ての制限） 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。 1 第870条第1項第1号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第501条第1項（第822条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第662条第1項の鑑定人、第508条第2項（第822条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第672条第3項の帳簿資料の保存をする者、<u>社債管理者若しくは社債管理補助者の特別代理人又は第714条第3項（第714条の7において準用する場合を含む。）の事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者の選任又は選定の裁判</u> 2～4（左欄と同じ）
625頁 第911条	第911条（株式会社の設立の登記） ①～②（略） ③ 第1項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。 1～11（略） 12 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項イ（略） ロ 第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項 〔新設〕 ハ ロに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件 ニ 第236条第1項第7号並びに第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項 〔新設〕 13～29（略）	第911条（株式会社の設立の登記） ①～②（左欄と同じ） ③ 第1項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。 1～11（左欄と同じ） 12 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項イ（左欄と同じ） ロ 第236条第1項第1号から第4号まで（ハに規定する場合にあつては、第2号を除く。）に掲げる事項 ハ 第236条第3項各号に掲げる事項を定めたときは、その定め ニ ロ及びハに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件 ホ 第236条第1項第7号及び第238条第1項第2号に掲げる事項 ヘ 第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権（同項に規定する募集新株予約権をいう。以下へにおいて同じ。）の払込金額（同項に規定する払込金額をいう。以下へにおいて同じ。）（同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法） 13～29（左欄と同じ）
649頁 第976条	第976条（過料に処すべき行為） 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第960条第1項第5号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第2項第3号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第967条第1項第3号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、100万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 1～6（略） 7 定款、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第435条第2項若しくは第494条第1項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第122条第1項、第149条第1項、第171条の2第1項、第173条の2第1項、第179条	第976条（過料に処すべき行為） 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第960条第1項第5号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第2項第3号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第967条第1項第3号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、<u>社債管理補助者</u>、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、100万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 1～6（左欄と同じ） 7 定款、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第435条第2項若しくは第494条第1項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第122条第1項、第149条第1項、第171条の2第1項、第173条の2第1項、

の5第1項、第179条の10第1項、第182条の2第1項、第182条の6第1項、第250条第1項、<u>第271条第1項</u>、第682条第1項、第695条第1項、第782条第1項、第791条第1項、第794条第1項、第801条第1項若しくは第2項、第803条第1項、第811条第1項若しくは<u>第815条第1項若しくは第2項</u>の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 8 第31条第1項の規定、第74条第6項、第75条第3項、第76条第4項、第81条第2項若しくは第82条第2項（これらの規定を第86条において準用する場合を含む。）、第125条第1項、第171条の2第1項、第173条の2第2項、第179条の5第1項、第179条の10第2項、第182条の2第1項、第182条の6第2項、第231条第1項若しくは第252条第1項、第310条第6項、第311条第3項、第312条第4項、第318条第2項若しくは第3項若しくは第319条第2項（これらの規定を第325条において準用する場合を含む。）、第371条第1項（第490条第5項において準用する場合を含む。）、第378条第1項、第394条第1項、第399条の11第1項、第413条第1項、第442条第1項若しくは第2項、第496条第1項、第684条第1項、第731条第2項、第782条第1項、第791条第2項、第794条第1項、第801条第3項、第803条第1項、第811条第2項又は<u>第815条第3項</u>の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。 9～19（略） 【新設】 <u>19の2</u>（略） 20～22（略） 23 第365条第2項（第419条第2項及び第489条第8項において準用する場合を含む。）<u>の規定に違反して</u>、取締役会又は清算人に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。 24～25（略） 26 第449条第2項若しくは第5項、第627条第2項若しくは第5項、第635条第2項若しくは第5項、第670条第2項若しくは第5項、第779条第2項若しくは第5項（これらの規定を第781条第2項において準用する場合を含む。）、第789条第2項若しくは第5項（これらの規定を第793条第2項において準用する場合を含む。）、第799条第2項若しくは第5項（これらの規定を第802条第2項において準用する場合を含む。）、第810条第2項若しくは第5項（これらの規定を第813条第2項において準用する場合を含む。）。又は第820条第1項若しくは第2項の規定に違反して、資本金若しくは準備金の額の減少、持分の払戻し、持分会社の財産の処分、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、<u>株式移転</u>又は外国会社の日本における代表者の全員の退任をしたとき。 27～32（略） 33 第702条の規定に違反して社債を発行し、<u>又は第714条第1項</u>の規定に違反して事務を承継する<u>社債管理者</u>を定めなかったとき。 34～35（略）	第179条の5第1項、第179条の10第1項、第182条の2第1項、第182条の6第1項、第250条第1項、<u>第270条第1項</u>、第682条第1項、第695条第1項、第782条第1項、第791条第1項、第794条第1項、第801条第1項若しくは第2項、第803条第1項、第811条第1項、<u>第815条第1項若しくは第2項</u>、第816条の2第1項若しくは<u>第816条の10第1項</u>の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 8 第31条第1項の規定、第74条第6項、第75条第3項、第76条第4項、第81条第2項若しくは第82条第2項（これらの規定を第86条において準用する場合を含む。）、第125条第1項、第171条の2第1項、第173条の2第2項、第179条の5第1項、第179条の10第2項、第182条の2第1項、第182条の6第2項、第231条第1項若しくは第252条第1項、第310条第6項、第311条第3項、第312条第4項、第318条第2項若しくは第3項若しくは第319条第2項（これらの規定を第325条において準用する場合を含む。）、第371条第1項（第490条第5項において準用する場合を含む。）、第378条第1項、第394条第1項、第399条の11第1項、第413条第1項、第442条第1項若しくは第2項、第496条第1項、第684条第1項、第731条第2項、第782条第1項、第791条第2項、第794条第1項、第801条第3項、第803条第1項、第811条第2項、<u>第815条第3項</u>、<u>第816条の2第1項</u>又は<u>第816条の10第2項</u>の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。 9～19（左欄と同じ） <u>19の2 第327条の2の規定に違反して、社外取締役を選任しなかったとき。</u> 19の3（左欄と同じ） 20～22（左欄と同じ） 23 第365条第2項（第419条第2項及び第489条第8項において準用する場合を含む。）<u>又は第430条の2第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して</u>、取締役会又は清算人に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。 24～25（左欄と同じ） 26 第449条第2項若しくは第5項、第627条第2項若しくは第5項、第635条第2項若しくは第5項、第670条第2項若しくは第5項、第779条第2項若しくは第5項（これらの規定を第781条第2項において準用する場合を含む。）、第789条第2項若しくは第5項（これらの規定を第793条第2項において準用する場合を含む。）、第799条第2項若しくは第5項（これらの規定を第802条第2項において準用する場合を含む。）、第810条第2項若しくは第5項（これらの規定を第813条第2項において準用する場合を含む。）。<u>第816条の8第2項若しくは第5項又は第820条第1項</u>若しくは第2項の規定に違反して、資本金若しくは準備金の額の減少、持分の払戻し、持分会社の財産の処分、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式交付又は外国会社の日本における代表者の全員の退任をしたとき。 27～32（左欄と同じ） 33 第702条の規定に違反して社債を発行し、<u>又は第714条第1項（第714条の7において準用する場合を含む。）の規定に違反して事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者を定めなかったとき。</u> 34～35（左欄と同じ）
---	--

発行所

東京法経学院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階